

東京大学地震研究所 助教 募集要項

1.職名及び人数：助教 1 名

2.採用予定時期：決定後できるだけ早い時期

3.契約期間 : 期間の定めなし

なお、本研究所の教員の任期に関する内規により、満 55 歳を超える教員については、次年度の初めに教員の所属する組織（分野）の職に 5 年以内の任期を定める。再任は本研究所教授会の承認を得た場合に 1 回限り可とする（ただし、東京大学教員の就業に関する規程に定めるところの定年による退職の日を超えることはできない）。また、本公募により雇用された助教は、採用後 10 年をめどに教授会メンバーによる総括的評価が行われる。詳細については、問い合わせ先に照会のこと。

4.試用期間 : 採用された日から 6 月間

5.就業場所 : 地震研究所（東京都文京区弥生 1-1-1）変更の範囲：本学の指定する場所配置換、兼務及び出向を命じることがある（意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第 4 条による。）

6.所属 : 海半球観測研究センター、又は観測開発研究センター

7.研究分野 : 広帯域海底観測研究分野

地震研究所では、海底地震観測分野において先端的な観測機器とデータ解析技術の開発を進めるとともに、大規模な国際観測研究を推進している。本公募では、海域の地震・地殻活動や構造など多様な観測対象に対して、地震帶域から測地帶域に至る広帯域な海域観測研究を開拓する人材を求める。本人材には、新たな発見に向けた革新的な海域観測機器の開発や、観測技術・データ解析手法の高度化に関する研究開発に意欲を有する者が期待される。また、上記の研究活動および大学院教育を通して、次世代の人材育成に貢献することも期待される。

8.就業時間 : 専門業務型裁量労働制により、1 日 7 時間 45 分勤務したものとみなされる。

9.休日 : 土・日、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

10.休暇 : 年次有給休暇、特別休暇 等

11.賃金等 : 学歴・職務経験等を考慮して決定。昇給制度あり。

参考 博士修了/月額 34 万円～

諸手当 賞与（年 2 回）、通勤手当（原則 1 月あたり 55,000 円まで）
の他、本学の定めるところによる。

12.加入保険 : 文部科学省共済組合、雇用保険、労災保険に加入

13.応募資格 : 博士の学位を有する者（外国での同等の学位を含む）

14.提出書類 : 各 1 部

(1)東京大学統一履歴書(以下の URL からダウンロードし作成すること。)

記入例は「記入例 2 (理系教員) を参照」)

<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html>

(2)研究業績リスト（査読の有無を区別すること。投稿中の論文も含む。）

(3)主要論文の別刷り 3 編程度（コピー可）

(4)研究業績の概要（2000 字程度）

(5)今後の研究・教育計画（2000 字程度）

(6)学生に対するセクハラ・性暴力等を原因とする過去の刑事罰、行政処分及び懲戒処分にかかる申告書（指定様式。庶務チーム（人事担当）から入手してください。）

(7)応募者について参考意見をうかがえる方（2名）の氏名と連絡先と E-mail アドレス

15.応募書類提出方法：WEB 応募

事前に、件名を「広帯域海底観測研究分野助教応募」としたメールを、庶務チーム（人事担当）まで送付して下さい。庶務チーム（人事担当）から書類送付先フォルダを連絡しますので、応募期限までに、応募書類一式をフォルダに保存して下さい。

16.応募書類連絡先：東京大学地震研究所 庶務チーム（人事担当）

E-mail: jinji@eri.u-tokyo.ac.jp 電話: (03) 5841-8789

(%を@に置き換えて下さい。)

17.応募締切 : 令和 7 年 6 月 30 日（月）午後 5 時 必着

18.問い合わせ先 : 東京大学地震研究所 観測開発研究センター 蔵下 英司

E-mail: ekura@eri.u-tokyo.ac.jp 電話: (03) 5841-5684

(%を@に置き換えて下さい。)

19.募集者名称 : 国立大学法人東京大学

20.その他 : 取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。

東京大学はジェンダーバランスや包摂性を重視しつつ、国内外から多様で優れた研究者を受け入れることにより、異なる視点に立つ研究者間の対話を通じた新たな学知の創出を促進しており、女性、外国籍、障害のある研究者の応募を歓迎します。育児、介護、出産等のため、研究活動を中断していた期間がある方は、履歴書等、応募書類に記述していただいて構いません。「東京大学男女共同参画加速のための宣言（2009.3.3）」に基づき、女性の積極的な応募を歓迎します。

採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。

受動喫煙防止措置の状況：敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）

